

令和元年12月13日

議員各位

総務文教常任委員会

委員長 河野 龍二

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和元年12月9日～10日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
80	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	全会一致 可決
81	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
82	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
83	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
84	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
87	令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）	全会一致 可決

総務文教常任委員会報告

出席委員	河野 龍二	金子 恵	八木 亮三	西田 健	浦川 圭一
	内村 博法	安藤 克彦	西岡 克之		
説明員	関係所管管理職並びに職員				

議案第80号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

【提案理由・主な内容】

臨時非常勤職員の適正な任用の確保などを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員の条例制定と、必要な勤務条件その他の規程を行うことによって、関係条例の一部を改正する。施行期日は令和2年4月1日から施行する。

【主な質疑】

質 疑：人件費が増額になると思うが、どれくらいか。

答 弁：4,000万円程度と考えている。

質 疑：会計年度採用は1年ごとになるが、現在のパート職員も新しい採用になるのか。

答 弁：現在のパート職員は更新ができる。

質 疑：パート職員の兼業は可能なのか。

答 弁：兼業は可能である。

質 疑：改正前の第4条の別表の特別職等の給与表から表記がない職が、会計年度任用制度に該当すると思うが、移行しない場合もあるのか。

答 弁：委託として残る場合がある。

質 疑：今回の条例制定に伴い、総務省から職員組合との協議が必要と通達があるようだが、協議はされたのか。

答 弁：条例制定にあたり、職員組合からも参加してもらい意見を聞いた。

質 疑：外国人指導助手はジェットプログラムの活用も今回の条例で可能なのか。

答 弁：ジェットプログラムを活用した給与となっている。

以上のような質疑が行われ、全会一致可決すべきと決した。

議案第81号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第83号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

議員、町長、副町長、教育長の期末手当を、12月の期末手当の支給割合100分の167.5から100分の192.5に改めることにより、0.25月分引き上げ、総支給割合を3.4月とする。令和2年4月1日以降における6月及び12月の期末手当に係る支給割合を特別職の国家公務員と同様に平準化するために、それぞれ100分の170に改める。

【主な質疑】

質疑：期末手当が上がることでの影響額はどれくらいか。

答弁：議員が134万円。三役で68万6千円。

質疑：国家公務員に準拠するとの提案だが、以前から準拠しているのか。

答弁：いつからかは不明だが、準拠している。

質疑：人事院勧告では0.05月の引き上げだが、提案は0.25月の引き上げとなっている。なぜか。

答弁：昨年議員の引き上げは否決されて、三役は提案しなかったため、今回の引き上げ分も含め提案した。今回の提案で県下自治体の足並揃う。

質疑：現状の期末手当からどれくらい引き上げになるのか。

答弁：三役は算出していないが、議長10万8千円。副議長8万9千円。委員長8万4千円。議員8万円となる。

以上のような質疑が行われた。

議案81号、82号、83号いずれも賛成多数で可決すべきと決した。

議案第84号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人事院勧告の内容に準じて給与を改める。成年被後見人及び被保佐人に係わる欠格条項の削除に伴い、所要の改正を行う。

【主な質疑】

質疑：人事院勧告は若年層の給与の引き上げと思うが、どう変わったのか。

答弁：30代半ばまでの引き上げになっている。具体的には1級の79号までが引き

上げ、2級47号まで、3級31号まで、4級15号まで、5級は7号までで、対象職員159名。1級では26人、2級は22人、3級では37人が引き上げで、このうち2名は引き上げが行われていない。4級では1人、残りの23人は据え置きとなっている。

質 疑：今回の改定で影響額はいくらか。

答 弁：給与改定に伴う増額分で、158万6千円。勤勉手当で357万円。

質 疑：住居手当は引き下がるのか。

答 弁：人事院勧告に基づき引き下げる結果になるが、一部では上限を1,000円増額している。恩恵を受ける人と受けない人がいる。

質 疑：増額になる対象と減額になる対象は何人か。

答 弁：増額対象が34人。減額は27人。

以上のような質疑が行われ全会一致で可決と決した。

議案第87号 令和元年度長与町一般会計補正予算(第3号)

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ133,627千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ13,080,501千円に。債務負担行為の補正並びに地方債補正も提案された。

補正予算の主な内容は、人事勧告に基づく職員給与の改定であり、補助金の返還、災害復旧工事などが提案された。

【主な質疑】

総務部

質 疑：扶養手当の減額はなぜか。

答 弁：当初の見積もりで一定の変動があっても対応できるように計上していた。見積もりが確定したため減額となった。

質 疑：全体で約500万円の減額は、当初予算の見積もりが過大であったのではないか。

答 弁：職員の平均年齢が下がり、扶養が増える条件も多いため一定の金額を計上していた。

質 疑：給料の5級以上の職員が50名で、全体の25%となっている。管理職ならばこれだけの管理職が必要なのか。

答 弁：7級、6級が純粹の管理職で、5級にも参事2名が管理職で、管理職は31名となっている。部課の設置状況から必要な数と思う。

住民福祉部

質 疑：自立支援医療費の更正医療費約1,400万円は、全て生活保護世帯の医療費なの

か。

答 弁：生活保護世帯の医療費は 1,150 万円となっている。

健康保険部

質 疑：健康管理システム整備業務委託料はいつまでの契約となっているのか。

答 弁：3 月末までとなっている。

質 疑：新たな機器を入れる委託なのか、ライセンスを取ることに委託なのか。

答 弁：現在 15 台で対応している。新たに 5 台導入して 20 台にし、機器の設置とバージョンアップの 2 つの委託料となる。

建設産業部

質 疑：岡郷大平地区の災害復旧工事はどのような状況か。

答 弁：8 月 27 日、28 日の豪雨で、長さで 7m に渡り畑の法面が崩落した。

質 疑：定林橋側道橋の測量設計は、当初予算でも 2,000 万円計上している。新たに約 1,400 万円の費用がかかるのか。

答 弁：当初予算は本設計で計上したが、県との協議の結果、予備設計が必要と判断し予備設計の補正額を計上した。

質 疑：予備設計は発注していないのか。

答 弁：予備設計は既定予算の中で発注している。

質 疑：定林橋は今年度に設計し、来年度には工事にかかると聞いていた。来年度工事にかかれるのか。

答 弁：令和 2 年度工事発注するように現在も進めている。

質 疑：都市計画道路西高田線の移転補償の測量設計委託料の対象は何件か。

答 弁：戸数では 6 戸となっている。

質 疑：高田踏切付近の住宅の移転交渉はどうなっているのか。

答 弁：踏切付近の用地補償交渉はすでに終わっている。

教育委員会

質 疑：債務負担行為の小学校教師用教科書等の購入は、何年おきに行われているのか。

答 弁：4 年に 1 回行っている。

質 疑：どのような内容か。

答 弁：教師用教科書 1 人に対して 1 冊。指導書は国語と算数が 1 人に 1 冊の配布。デジタル教科書につきましては学年に教科ごとに一つ購入するように計画をしている。

以上のような質疑が行われ、全会一致可決すべきと決した。